

## 2021年度原料規格三者委員会 書面審議 結果

1. 審議対象：2022年度の定期見直し計画リスト
2. 審議内容：添付の計画リストに記載されている下記対応の可否。  
確認：10規格（対応方針25、26）、改正：2規格（対応方針12）、廃止：0規格
3. 審議期間：2021年12月6日（月）～2021年12月17日（金）
4. 決議年月日：2021年12月20日（月）
5. 委員数：15名
6. 審議結果：承認  

＜回答結果＞	可	15名
	否	0名

以上

規格番号	規格名称	主務大臣	専門委員会	規格改正必要性の有無								対応方針	対応方針を決めた理由	対応国際規格整合予定
				a)	b)	c)	d)	e)	f)	g)	h)			
JIS M 8215-1:2006	鉄鉱石—マンガン定量方法—第1部：原子吸光法	経産	金属・無機材料技術	—	—	●	—	—	—	—	—	12	2022年度改正予定	MOD
JIS M 8215-2:2006	鉄鉱石—マンガン定量方法—第2部：過よう素酸吸光光度法	経産	金属・無機材料技術	—	—	●	—	—	—	—	—	26	関連分科会で承認済。2028年度改正予定。	IDT
JIS M 8218:1997	鉄鉱石—銅定量方法	経産	金属・無機材料技術	—	—	●	—	—	—	—	—	26	関連分科会で承認済。2026年度改正予定。	MOD
JIS M 8219-1:2012	鉄鉱石—チタン定量方法—第1部：原子吸光法	経産	金属・無機材料技術	—	—	—	—	—	—	—	—	12	追補改正作業中、2022年度に申出予定	
JIS M 8219-2:2012	鉄鉱石—チタン定量方法—第2部：ジアンチピリルメタン吸光光度法	経産	金属・無機材料技術	—	—	—	—	—	—	—	—	25	関連分科会で承認済	MOD
JIS M 8223:1997	鉄鉱石—ニッケル定量方法	経産	金属・無機材料技術	—	—	●	—	—	—	—	—	26	関連分科会で承認済。2027年度改正予定。	MOD
JIS M 8224:1997	鉄鉱石—クロム定量方法	経産	金属・無機材料技術	—	—	●	—	—	—	—	—	26	関連分科会で承認済。2027年度改正予定。	MOD
JIS M 8227:1997	鉄鉱石—わず定量方法	経産	金属・無機材料技術	—	—	●	—	—	—	—	—	26	関連分科会で承認済。2025年度改正予定	MOD
JIS M 8228:1997	鉄鉱石—亜鉛定量方法	経産	金属・無機材料技術	—	—	●	—	—	—	—	—	26	関連分科会で承認済。2028年度改正予定。	MOD
JIS M 8229:1997	鉄鉱石—鉛定量方法	経産	金属・無機材料技術	—	—	●	—	—	—	—	—	26	関連分科会で承認済。2028年度改正予定。	MOD
JIS M 8514:2003	鉄鋼用ほたる石—分析方法	経産	金属・無機材料技術	—	—	—	—	—	—	—	—	25	関連分科会で承認済	MOD
JIS M 8700:2013	鉄鉱石及び還元鉄—用語	経産	金属・無機材料技術	—	—	—	—	—	—	—	—	25	関連分科会で承認済	IDT

改正が必要な要因	
a)	市場実態又は技術動向に合わせ、最適な技術内容とすべく、規定内容の変更が必要
b)	社会的要因で規定内容の変更が必要(環境問題など)
c)	対応国際規格の改正又は廃止があり、規定内容の変更が必要
d)	対応すべき国際規格が新たに制定され、それに整合することが必要
e)	引用規格の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
f)	引用すべきJISが新たに制定された
g)	引用(参照)法規の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
h)	引用(参照)すべき法規が新たに制定された

記号	内容
12	5年見直しに合わせ、改正作業を行っており、かつ、主務大臣に対する改正申出を、 <b>来年度中に行う予定のもの</b> 。 改正の主たる理由、改正申出予定時期などを“対応方針を決めた理由”欄にご記入下さい。
25	規格の改正及び廃止の必要がなく、5年見直しとして、“確認”を要望する。  (規格改正必要性の有無欄で「●」が選択されている場合は、確認でよいとする理由を“対応方針を決めた理由”欄に記入して下さい。)
26	次のような場合には、 <b>暫定的“確認”</b> を要望する。 ・改正原案作成を開始している/開始することとしているが、主務大臣に対する改正申出予定時期が再来年度以降となる場合。 ・調査対象JISを別のJISへ移行させる計画がある場合で、移行予定JISの制定又は改正の申出時期が再来年度以降になる場合 ・対応国際規格が改正作業中であり、その結果を待ってJIS改正作業を開始する予定の場合。 ・JIS改正の要否の検討が、この調査の回答期限内に終わらない場合。  暫定的確認とした主たる理由及び今後の予定などを、“対応方針を決めた理由”欄に記入して下さい。